

奈良県国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月十五日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十二号

奈良県国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

奈良県国民健康保険運営協議会規則（平成二十九年三月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第一項」を「第二条第一項」に改める。

第三条第一項中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十二月二日から施行する。